

臨時酪農ヘルパー普通傷害保険制度

1. 目的

酪農ヘルパー要員の確保・育成による酪農生産基盤強化の一環として、臨時酪農ヘルパー出役中(往復途上を含む)の事故による傷害時の補償を目的に運用されている保険制度です。

2. 契約者等

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 傷害保険契約者 | 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会 |
| 2) 利用者(被保険者) | 臨時酪農ヘルパー(個人名) |
| 3) 利用申込団体 | 都道府県会員団体及び同団体の利用組合 |
| 4) 保険会社 | 共栄火災海上保険株式会社 |

3. 契約期間

令和2年4月1日(午後4時)から令和3年4月1日(午後4時)

4. 契約保険料

利用者1名あたり3,560円(年間)です。なお、中途加入者の月額保険料は下表のとおりとなります。

5. ご加入方法 【利用組合→都道府県実施団体→全国協会】

4月1日からのご加入分は「臨時酪農ヘルパー傷害保険加入人数報告」を取り急ぎ3月23日(月)までにfaxかメールでいただき、様式3の正本は後日郵送してください。また、保険料は4月1日(水)から4月10日(金)の間に指定口座にお振込みください。

なお、4月2日以降の途中加入の場合は、様式3「臨時酪農ヘルパー傷害補償利用申込書」のご郵送とあわせ、保険料のご納付(振込)をお願いします。途中加入日付は保険会社への保険料納付日となりますのでご注意ください。

【途中加入年間新保険料 単位:円】

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
保険料	3,560	3,260	2,970	2,670	2,380	2,080	1,790	1,480	1,180	890	590	300

※上記保険料は各加入月の年間保険料となります。

6. 事故発生時の手続き

1) 保険対象

保険加入済の臨時酪農ヘルパーが出役中(往復途上を含む)、偶発的に発生した事故によりケガをした場合、保険金が支払われます。

2) 保険金請求手続き

様式4「事故発生通知兼臨時ヘルパー業務中証明書」に必要事項を記入し『利用組合⇒都道府県団体⇒酪農ヘルパー全国協会』の順に提出してください。酪農ヘルパー全国協会は提出された「様式4」とともに保険会社に対して事故発生報告書を提出いたします。

保険金請求に係る「書類」は、酪農ヘルパー全国協会を經由して都道府県団体様(ご指示があれば事故発生利用組合様)に送付いたします。

被傷者(被保険者)は、保険金請求書類に必要事項を記入(必要書類を添付)したのち、同封した返信用封筒で保険会社に提出(送付)してください。保険会社は、書類を審査したうえで被保険者が指定した口座に保険金を振り込みます。(保険会社から直接問い合わせする場合があります)

(お支払いする保険金)

区 分	保険金額	支払限度
死亡・後遺障害	4,800 千円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡(後遺障害)された場合
入院保険金 (日額)	10,000 円	事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
通院保険金 (日額)	6,500 円	事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合

※上記以外に手術保険金として、入院中の手術の場合は入院日額の10倍、通院中の手術の場合は入院日額の5倍が支給されます。